

アグリランドバンク事業（新規就農者支援型）Q&A

Q この事業の目的は何ですか

近年、農業者の高齢化や後継者不足等により、地域農業の担い手として新規参入者が注目されています。国では新規就農者への給付金等、様々な施策を行っていますが、地域とのつながりが浅い新規参入の農業者にとって、大きなハードルとして「農地の確保」があります。この事業は、地域の農業者からの協力のもと、将来地域農業の担い手となり得る新規参入の農業者に対して、「農地確保」の支援をしていこうというものです。

Q 具体的に何をどのようにする事業ですか

まず、農地を提供（貸し付け等）できる方から「支援農業者」として、アグリランドバンク事業に登録していただき、農地の借り受けを希望する方が出てきた場合に、アグリランドバンク（農業委員会事務局）が、登録している農業者の中から地域等を考慮し声掛けをします。その後、農地の貸し付けについて話し合い（面接）をしていただき、話がまとまったら農業委員会で貸借の手続きをしていただきます。

Q この事業を利用する場合の要件はありますか

この事業で農地を借りることができるのは、親元就農以外の認定新規就農者に限定しています。認定新規就農者は、将来一定の所得目標をもつなど、市の基本構想に適した者として市の認定を受けている農業者であり、適切な農地の利用が期待できるからです。なお、親元就農を除外しているのは、地域との繋がりがあり、農地の確保が比較的容易であると考えられるからです。

Q この事業を利用したい場合は、どのような手続が必要ですか

まず、農業委員会事務局又は分室に所定の用紙（借り受け申し出書）を提出することとなります。その際、希望する農地の所在地域、おおよその面積等を記載してもらいます。事務局では、その申し出をもとに、登録している「支援農業者」（提供側）の中から適切な方を選び、双方の話し合い（面接）

へと進めていきます。農地の貸し借りは、一般的に、お互いの信頼関係で成り立っているものですので、面接の際は、農業に対する自分の考え、思いを相手（提供側）に伝えていただきたいと思います。双方の話し合いがまとまれば農地の貸借の手続きへと進んでいきます。なお、この面接には鶴岡市で配置している新規就農アドバイザーが立ち合い、必要に応じて助言をしていただきます。

Q 契約期間や賃貸借料はどのようにして決めるのですが

契約期間、賃貸借料等の契約内容は、あくまでも双方の話し合いにより決めていただきます。事前の面談の際に、契約内容も含め話し合っただきたいと思います。賃借料については、農業委員会で定めている「参考賃借料」がありますので、参考にしてください。なお、貸借の形態は、「支援農業者」（提供側）に配慮し、当面耕作状況を見守るという観点から、賃貸借契約ではなく、農作業受委託契約による貸し付けもできることとしています。

Q 契約期間の途中で、貸借を解除することはできますか

契約期間の途中であっても双方の合意により、いつでも解約することができます。なお、その際は、農地を原状に戻して返還することが必要です。